

概要版

# 第2期 鈴鹿市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

鈴鹿市

# 1

## 第2期子ども・子育て支援事業計画とは

国は、少子化の進行や子育て不安や負担感をもつ保護者の増加、核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などによる家庭や地域の子育て力の低下などの課題や背景を受け、「子ども子育て新支援制度」を開始し、安心して子どもを生み育てることができ、全ての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現をめざしてきました。

これを受け、鈴鹿市では、平成27年に鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図り、妊娠・出産期から途切れのない支援を行い、将来の宝である子どもたち一人ひとりの健やかな成長をめざし、安心して子育てができる環境の整備に取り組んできました。

令和2年度から令和6年度を計画期間とする第2期計画では、新たに、子どもの権利、4つの基本的な視点、4つの基本目標に基づき、各計画と連携し、子ども・子育て支援に関連する施策を計画的に実施することで、鈴鹿で育ち鈴鹿の未来を担う子どもたちの健やかな育ちと社会全体で子育ての支援ができる環境の整備をめざします。

# 2

## 計画の基本理念

### 《基本理念》

### 鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来

### ～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～

保護者が子育てについて第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう子育て環境をつくることのできるよう、社会全体で協働して子育て支援に取り組むことが重要です。

多様なニーズをとらえながら、妊娠・出産期から途切れのない包括的な支援を行い、本市の未来を担う将来の宝であり、地域の宝である子どもたち一人ひとりの健やかな育ちをめざします。

#### 新・放課後子ども総合プランに 基づく鈴鹿市行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「新・放課後子ども総合プランに基づく鈴鹿市行動計画」として位置付け、本計画と一体的に進捗管理を行います。

#### 具体的な取組等

- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施
- 学校の余裕教室の活用

#### 鈴鹿市子どもの貧困対策計画

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「鈴鹿市子どもの貧困対策計画」として位置付け、本計画と一体的に進捗管理を行います。

#### 具体的な取組等

- 教育の支援
- 生活の支援
- 経済的支援
- 保護者に対する就労の支援
- 各支援の連携の推進

# 鈴鹿で育つ, 鈴鹿の未来

～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～

## 子どもの権利

生きる権利	育つ権利
守られる権利	参加する権利

## 4つの視点

- 1 子育て家庭を支援する視点
- 2 子どもの健やかな育ちの視点
- 3 子育て環境の充実を図る視点
- 4 地域で支援する視点

### 基本目標 1

#### すべての子育て家庭への支援の充実

- 施策目標
- 1 家庭における子育てへの支援
  - 2 ひとり親家庭の子育てへの支援
  - 3 支援の必要な子どもと家庭への途切れのない支援
  - 4 外国人の家庭への子育て支援
  - 5 働きながら子育てする家庭への支援
  - 6 子育て家庭を支える相談・情報提供の充実
  - 7 子どもの貧困に対する支援

### 基本目標 2

#### 子どもの健やかな成長に向けた支援の充実

- 施策目標
- 1 教育・学習による子どもの成長への支援
  - 2 地域における交流等の充実
  - 3 子ども自身の声を聞く相談の充実
  - 4 児童虐待防止対策の充実

### 基本目標 3

#### 親と子の健康づくりの推進

- 施策目標
- 1 健康な子育てへの支援
  - 2 子どもの健康のための支援

### 基本目標 4

#### 安心して子育てができる地域環境づくりの推進

- 施策目標
- 1 安全・安心な子育て環境づくり
  - 2 地域における子育て支援の充実
  - 3 仕事と生活の調和の実現

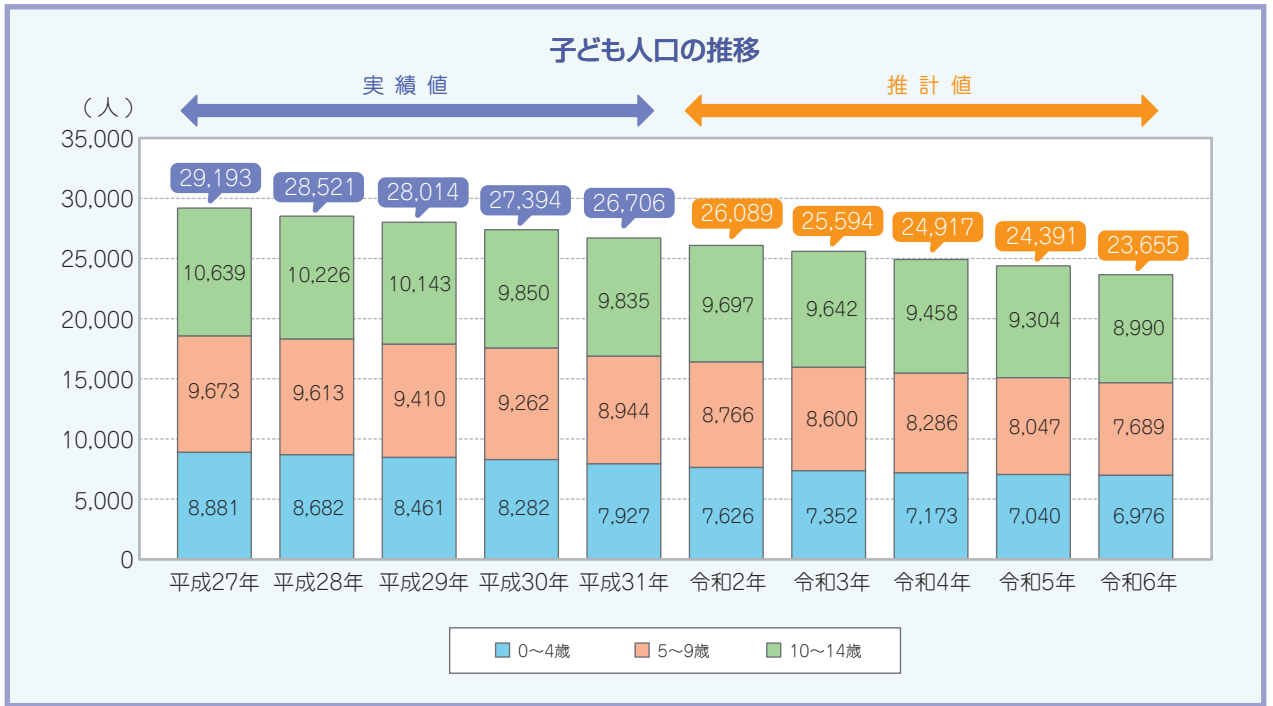
## 各種事業

# 3

## 子ども・子育てを取り巻く現状

### 子ども人口の推移

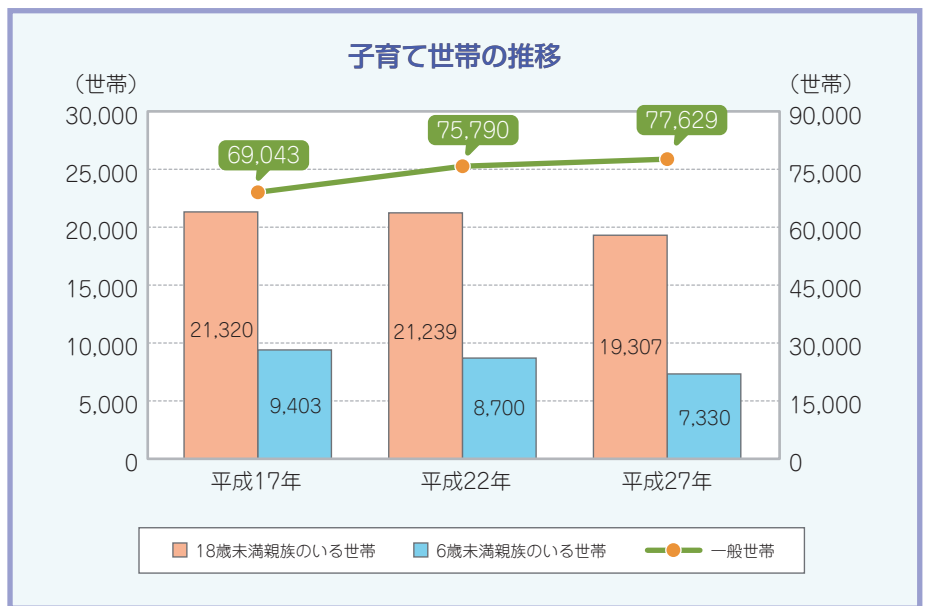
- 子どもの人口は、前回計画の期間中である平成27年から平成31年まで毎年減少しています。
- 令和2年からの推計でも、子どもの人口は減少する見込みとなっています。



資料:住民基本台帳(各年3月31日)

### 子育て世帯の推移

- 一般世帯<sup>\*</sup>は増加傾向を示しています。
- 「18歳未満親族のいる世帯」、「6歳未満親族のいる世帯」では減少傾向を示しており、少子化がうかがえます。



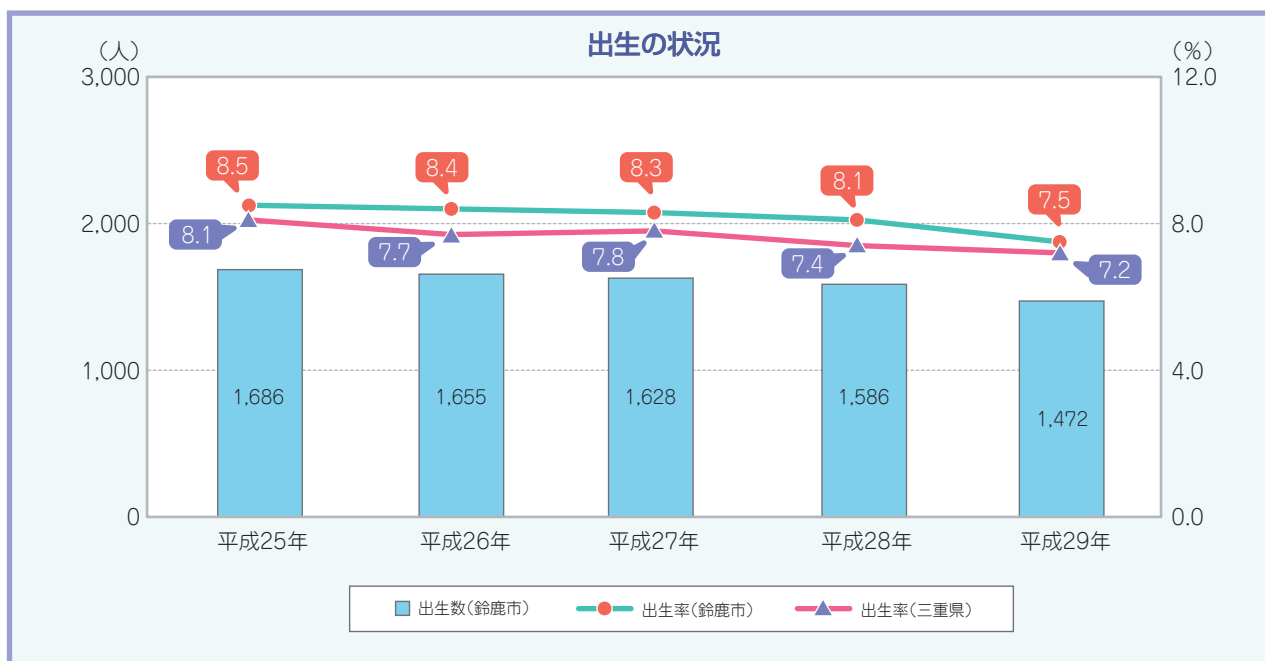
資料:国勢調査(各年)

※一般世帯:住居と生計を共にしている人々の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者等。

## 出生の状況

○出生数は年々減少しており、平成29年では1,472人となっています。

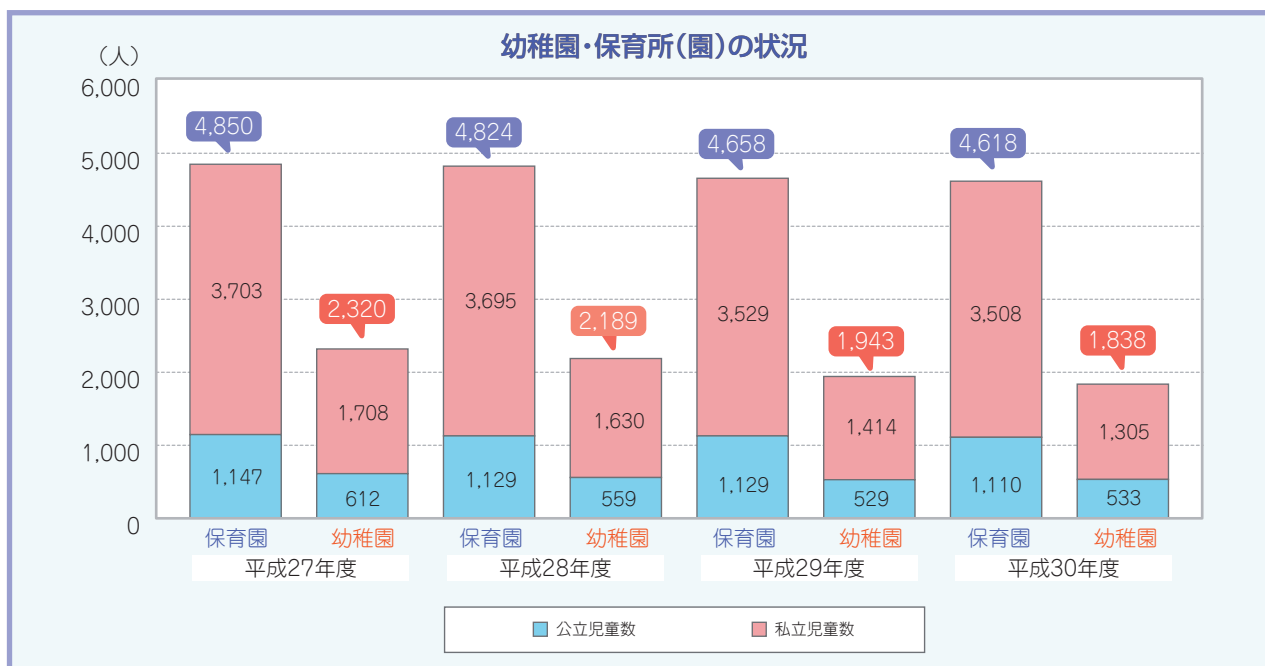
○出生率(人口千対)は、三重県より僅かに高い数値で推移しており、2017(平成29)年は7.5%となっています。



## 幼稚園・保育所(園)の状況

○幼稚園児童数は、公立幼稚園、私立幼稚園を合わせた児童数が年々減少しています。

○保育所(園)児童数は、公立保育所、私立保育園ともに年々減少しています。



# 4 子どもの権利

本市の未来を担う子どもたち一人ひとりの健やかな育ちをめざすことができるよう、妊娠・出産期から途切れのない包括的な支援を行い、家庭、地域、企業、学校、行政、関係団体等が連携、協働し、「児童の権利に関する条約」に掲げる以下の4つの子どもの権利を守り、子どもの育ちを支援していきます。

## 生きる権利

性別や国籍、障がい、貧困等にとられず、子どもたちが健やかに育つことができるよう支援します。

## 育つ権利

教育を受け、遊んだり、休んだりでき、子どもが自分らしく育つことができるよう支援します。

## 守られる権利

いじめや虐待、差別、暴力等から心身ともに守られるよう支援します。

## 参加する権利

子どもが自由に意見を表すことができ、主体的な活動ができるよう支援します。

また、まちづくりへの参加など、社会の一員として活動ができるよう支援します。

子どもが多くの時間を過ごす家庭、保育所(園)、幼稚園、学校をはじめ、地域等で子どもと関わる大人が、子どもの権利が保障できるよう役割を果たし、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが大切です。

そのため、子育てに悩む大人や子育てに孤立している家庭等に必要とされる支援を適切に行い、身体的、精神的に未熟な存在である子どもが自ら学び育つ力を育み、子どもの健やかな育ちを支援する環境づくりを行っていきます。



# 5

## 量の見込みと確保方策

本計画では、子ども・子育て支援に係る現在の状況や今後の利用希望を把握し、令和2年度から令和6年度までの教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、それに対する確保方策について定めています。

### 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

本市には、公立幼稚園が11か所、私立幼稚園が6か所、公立保育所が10か所、私立保育園が29か所、私立認定こども園が3か所あります(令和2年度中に2か所の私立保育園が私立認定こども園へ移行する予定です)。

教育・保育事業の量の見込みと確保方策

認定区分	対象事業	現状値	令和6年度(計画終了年度)	
			量の見込み	確保方策
1号認定 (3~5歳)	幼稚園	2,081人	1,474人	2,696人
2号認定 (教育ニーズ, 3~5歳)	幼稚園 認定こども園	0人 ※新2号認定の設定無	424人 (新2号認定)	424人 (新2号認定)
2号認定 (保育ニーズ, 3~5歳)	保育所(園) 認定こども園	2,824人	2,230人	2,850人
3号認定 (0歳)	保育所(園) 認定こども園	447人	373人	428人
3号認定 (1・2歳)	保育所(園) 認定こども園	1,568人	1,394人	1,612人

※令和元年10月からの幼児教育・保育無償化を受け、新たに新2号認定の区分の整理が必要となりました。



## 6

## 地域子ども・子育て支援事業

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

事業名	事業の内容	現状値	令和6年度(計画終了年度)	
			量の見込み	確保方策
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行う事業	1か所	2か所	2か所
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が交流を行う場を提供し、子育ての相談、情報の提供、助言等を行う事業	103,176人	116,000人	116,000人
妊婦健康診査事業	妊婦に対する健康診査等を実施する事業	18,628人	17,313人	17,313人
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	1,547人	1,388人	1,388人
養育支援訪問事業等	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行う事業	663人	668人	668人
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由で養育を受けることが困難となった児童を児童養護施設等で保護する事業	109人	95人	95人
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の保護者が、児童の預かり等を希望する際に利用する事業	3,556人	3,184人	3,184人
一時預かり事業	保護者の仕事や急な用事等により、乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業	33,150人	29,923人	29,923人
時間外保育事業	保育所等で、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所(園)、認定こども園で保育を実施する事業	1,486人	1,362人	1,362人
病児・病後児保育事業	病児・病後児を、病院、保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業	917人	1,251人	1,251人
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、放課後の居場所を提供する事業	1,995人	2,135人	2,135人
実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度に移行していない就学前施設を利用する低所得世帯を対象に、食事の提供に要する費用等を助成する事業			

第2期鈴鹿市  
子ども・子育て支援事業計画  
(概要版)

発行日/令和2年3月  
発行元/鈴鹿市子ども政策部子ども政策課  
住所/〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
TEL/059-382-7661(直通) FAX/059-382-9054  
URL/http://www.city.suzuka.lg.jp